

第3章 次の感染症危機への備え

令和5年（2023年）5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となり、感染症対策は行政が様々な関与を行う仕組みから市民の自主的な取り組みによる対応へと変わった。

しかしながら、新型コロナウイルスそのものがなくなったわけではなく、新たな変異株や未知なる感染症に対して、備えを行う必要がある。

以下、今後の感染症危機に対して備えておくべき事項について、これまでの対応を踏まえ、第2章で記載したそれぞれの分野ごとに記載する。

第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

(1) 先を見据えた対応と情報共有の徹底

今回の新型コロナウイルスへの対応を振り返り、次の感染症危機に向けて、国や県の動向を見ながら神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを検討する。

未知の感染症が今後いつ発生するかは不明であり、発生時の ICT や医療体制が現在と異なる可能性があるため、今回の対策がそのまま役に立つかは分からない。

ただ今回の経験から、新たな感染症が発生した際には、当初はエビデンスや情報が不足する中で、手探りの状態から一定の経験を積み重ねつつ対応していくことになるが、波を重ねるごとに、変異株などによる感染者の増加など、新たな課題が次々と発生する可能性が高い。

そのため、今回の検証報告で記載した波ごとの課題を踏まえて、感染の各段階に応じて、今後どのような状況が起こるのか、まず十分に予測し、シミュレーションしていくことが何より重要である。

そのうえで各関係機関と情報共有し、先を見据えて、先手先手の対策を迅速かつ柔軟に打っていくことが必要である。

(2) 保健所の体制

保健師については、今回のコロナ対応への体制強化のため、201名（令和2年（2020年）4月）から約1.5倍となる約300名に増員した。今回の経験を踏まえ、今後の新興感染症のパンデミック等に備えるためにも、保健師の人数について、一部は平時には事務業務に従事し、健康危機の際には、保健師業務に従事することで、300名を維持し、迅速かつ機動的に対応できる体制を整備しておく。

(3) ゲノムサーベイランス

神戸市健康科学研究所において、これまで培ってきた高い検査能力をもとに、新型コロナ発生当初から、PCR 検査体制を立ち上げるとともに、ゲノム解析によるクラスタ

一の分析などを行ってきた。さらに、ゲノム解析技術を活かして、変異株に対するゲノムサーベイランスを実施し、E484Q を持つ新型コロナウイルス英国型変異株やオミクロン株の BA.2.75 亜系統株を全国で初めて確認するとともに、アルファ株感染患者の退院基準の見直しにつながる科学的データを発表するなど、感染防止について重要な役割を担ってきた。

新型コロナ対応でさらに蓄積された技術力をもとに、常に最新の技術力にブラッシュアップを行い、今後の感染症危機に備えることが必要である。

（４）初動期の医療提供体制

科学的エビデンスがない中で、市内唯一の第一種感染症指定医療機関の中央市民病院のみで感染初期の対応を行うことは難しいため、中央市民病院に加えて、再整備予定の新・西市民病院において、第二種感染症指定医療機関と同程度の機能・体制を確保していくこととしている。感染初期段階において、この２病院で得られたエビデンスや対応方法を元に、感染拡大時に各医療機関に協力要請をしていく。

（５）救急体制

①職員への感染拡大時の救急現場対応

既に作成している「消防局新型インフルエンザ等対策行動計画」に新型コロナウイルスの対策等を落とし込み、必要に応じてこれまで行ってきた対策を見直し、消防力を維持する。

②感染症専門医師からの助言体制を継続した感染防止対策

医師の監修を受けながら「神戸市消防局感染防止マニュアル」を最新の知見に基づく内容に更新していき、救急業務のさらなる安全性の向上に努めていく。

③資機材不足への備え

市場の流通状況に注視し、感染防止用資機材をローリングストックしながら備蓄する。特に感染防止衣等リユースできる資機材を効率的に活用していく。

④保健所を中心とした関係機関との連携

感染拡大期における救急搬送困難事案の発生を予防するため、保健所との強固な連携を中心とした各部局との連携のほか、神戸市第二次救急病院協議会をはじめとする医療機関や兵庫県に対して、定期的に搬送状況や救急搬送困難事案の状況等を共有するとともに、医療体制の確保について、健康局と連携して協力を要請する。また、引き続き、兵庫県広域災害・救急医療情報システムを積極的に活用して、より円滑な病院選定を行う。

⑤救急逼迫時における消防機関の人的、物的資源の活用

限られた資源の中、労務管理に留意した上で、消防局全体で人的（救急隊編成の工夫）、物的（予備救急車の活用等）資源を活用できる体制を構築しておく。

⑥公的機関以外の搬送車両（民間救急等）の活用等

救急需要のひっ迫に対応するため、関係部署と協議を行い、保健所による感染者の搬送・移送については積極的に民間救急を活用するなど、感染者の移送・搬送体制を構築しておく。

（6）事務・権限の移譲

令和5年（2023年）4月に行われた第33次地方制度調査会第13回専門小委員会において、補助金の交付やワクチン供給について、迅速性を優先し指定都市に分割して対応を任せることなど、事務の内容をある程度分類化して考える観点が必要ではないかという意見も出されており、即時性のある対策が求められる感染症対応においては、指定都市が十分な権限と財源を持って主体的に対応にあたることで、道府県も指定都市以外の自治体の対応に注力することができ、指定都市のみならず地域全体にメリットがあること等を粘り強く訴えていく。

第2節 報道対応と広報

（1）広報全般

- ①新型コロナウイルス感染症への対応で得た経験や知見、報道機関の意見も踏まえ、状況の変化を適切に把握し、柔軟に報道機関への対応を行っていく。
- ②新たな感染症が発生した場合には、市内における感染状況などのステージに合わせて、市民に正しい情報を適時、適切にお届けできるよう、記者会見やホームページ、SNSによるタイムリーな情報発信のほか、広報紙やメッセージ動画などによる分かりやすい情報提供を行う。
- ③新たなテクノロジーを積極的に活用することで、より多くの市民に必要な情報を届ける広報を実施していく。

（2）データ解析

- ①感染の初期段階では、新規感染者数や入院患者数などの「感染者の情報」、市営地下鉄などの「人流データ」についてモニタリングを行い、対外的な情報発信を適切に行うと共に、庁内関係局と情報共有を行う。
- ②データを分かりやすくかつ効率的に可視化するためには、BIツールの活用が有用であり、庁内のシステム環境を整えるとともに、研修など学習環境の充実、大学や民間企業との連携により、ツールを使いこなせる職員を増やす。

第3節 市立学校園

(1) 全般

- ①最新の感染状況を把握するため、健康局・保健所との情報連携を継続する。
- ②市の方針や国・県などからの通知について、学校園の現場に分かりやすい周知・伝達ができるようさらに改善を図る。
- ③保護者との連絡ツール（すぐる）を活用し、適宜適切な情報発信を行う。
- ④児童生徒や保護者が利用しやすい広聴機能となるよう相談窓口等の再構築を行う。

(2) 学校園

- ①健康観察
 - ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう児童生徒・保護者に周知する。
 - ・児童生徒等の健康状態を継続的に把握できる仕組みを検討する。
- ②換気の確保
 - ・換気扇を活用するなどして、引き続き常時換気ができるよう計画的な施設整備を進める。
 - ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPA フィルタ付き空気清浄機の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気の確保に努める。
- ③手洗い等の手指衛生
 - ・外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いの指導を継続する。
- ④清掃・消毒
 - ・日常的な清掃により清潔な空間を保つとともに、効果的・効率的な方策を検討する。

第4節 保育所・学童保育施設等

(1) 保育所等

- ①施設において、日ごろから基本的な感染症対策を実践してもらう。
- ②施設と保護者とのコミュニケーション手段として、メールなどの効率的な手法をあらかじめ確保するよう、施設へ助言を行う。
- ③感染拡大の状況、国・県の動き等を踏まえて、市としての対応方針を迅速に示していく。
- ④職員や園児等が感染した場合の対応方針などについて、施設に事前に確認を促す。
- ⑤保護者負担となる給食費などの実費徴収部分の減額、認可外保育施設利用者の保育料

の減額等、施設の判断によるものについては、事前に取り扱いを定めておくよう施設に促す。

(2) 学童保育施設

- ①感染拡大の状況、国・県の動き等を踏まえて、神戸市の運営方針と必要な情報を施設へ迅速に発信する。
- ②学校と緊密な連携を図り、想定すべき対応を事前に協議し、認識を共有することで子どもの居場所の確保に努める。
- ③学童保育施設において感染者が発生した際は、規定に基づいた出席停止や、体調の変化に基づいた休養等、感染が拡大しないよう注意する。
- ④児童情報の管理や保護者への情報提供について、令和4年度（2022年度）までに整備した ICT システムを引き続き効果的に活用する。

(3) 療育センター

- ①児童発達支援センターから保護者へ緊急時に速やかに連絡できるよう、一斉配信メール等の手段を引き続き確保する。
- ②リモートでの面談や家庭で取り組める療育コンテンツの作成など、次の感染症危機に備えた環境整備について引き続き検討する。
- ③基本的な感染防止対策を行うとともに、各センターでの衛生品の確保・備蓄を継続する。
- ④これまでの経験を活かし、感染防止と療育保障のバランスを図りながら、支援が必要な児童に対し療育を提供する。

(4) 保護者感染時の児童の緊急一時保護

子どもの生命や安全の確保が必要な場合は、こども家庭センターにおいて適切に一時保護を実施していく。

第5節 社会福祉施設等

(1) 感染防止策の徹底

- ①情報を漏れなく適切に各事業所等に伝えるための方法としては、電子メール等による情報提供が最も効果的・効率的であるが、より最適な方法について日々検討していく。
- ②発生施設での従事者への緊急 PCR 検査の実施については、新型コロナウイルス感染者が発生した施設としては、施設内に拡がっているかもしれないという不安な気持ち

の解消に役立ったという評価をいただいていることから、同レベルの感染症が発生した場合においては同様の対応を実施する。なお、5類移行後は各区保健センターが施設調査の際に抗原定性検査キットを持参する、あるいは施設側が各区保健センターに取りに行くという形にしているが、施設からは身近な場所にいけるため好評であり、今後も同様の対策を実施していく。

(2) 施設等への支援

- ①施設職員を定期的に検査することにより、水際での早期発見、クラスター防止に役立つことから、積極的に実施する。
- ②施設での衛生資材等の確保の徹底に努める。
- ③感染者が発生した施設への緊急的な職員の応援については、応援に出す側にとっても受け入れる側にとっても実際の運用はなかなか難しい旨の声を施設側からは聞いていることから、平時から一定の準備等を行っておく。
- ④感染拡大時の介護サービスや障害福祉サービスの提供に際して発生する、通常のサービス提供時では想定されない割増賃金等のかかり増し経費について、「サービス継続支援事業」など事業者に対する切れ目のない財政支援に努め、サービス利用者及びその家族の生活を支えていく。

(3) その他

入院が必要な陽性者が、家族の介護をしなければならぬために入院できないといった状況を避けるため、在宅での生活が困難となる市内在住の高齢者・障害者の一時受入施設を、感染症発生後すぐに設置できるよう事前に指定しておく。

第6節 個人向け支援策

(1) 暮らし支援臨時特別給付金（住民税非課税世帯に対する給付金）

今回の給付金では国が制度設計を行い、各市区町村がその制度をもとに事務を行ったため、給付を受けられない対象世帯の発生といった事態は発生しなかった。今後も同様の給付金が支給されるのであれば、今回の給付金同様に国が制度設計を行うよう働きかけていく。

(2) 住居確保給付金

今回の新型コロナウイルス感染症のように、人々の暮らしや社会活動全体に深刻な影響が出る感染症が起きた場合、給付金の迅速な支給が必要となる。早急に、職員体制を強化するとともに、デジタル化やマイナンバーカードの活用による手続きの簡略化など、時代に合わせた「給付優先」の体制を整える必要がある。

また、給付が急がれる中、対象となる方に対し、迅速で分かりやすい広報を行う。

(3) 生活福祉資金

今回の新型コロナウイルス感染症のように、人々の暮らしや社会活動全体に深刻な影響が出る感染症が起きた場合、パートやアルバイト等雇用が不安定にある人、ひとり親世帯や若者、外国人など生活基盤が脆弱である世帯には、厳しい影響が出てくることが予測される。

迅速に対応できるよう、感染症の状況や国の動向に注視しながら、日ごろから神戸市社会福祉協議会や兵庫県社会福祉協議会との連携体制を整えておく。

(4) 生活困窮者自立支援金

国が発表する臨時的な給付金に対し、早急に体制整備や制度設計を行い、迅速な支給が行えるよう、デジタル化やマイナンバーカードの活用による手続きの簡略化など「給付優先時代」に合わせた審査方法を検討する。

また、給付が急がれる中、対象となる方に対し、迅速で分かりやすい広報を行う。

(5) 保険料減免関係

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対する国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の減免申請を円滑に審査・対応できるよう、必要な体制を構築する。
- ②各保険料の減免に関して国から財政支援の通知があった場合は、規則改正など必要な対応を行う。
- ③保険料の減免制度、国民年金の免除制度などについて、各制度の説明、手続き方法や各種申請様式の掲載を充実するなどホームページ等を通じてわかりやすい広報を行う。
- ④保険料納入通知書発送時の対応について、例年、発送後～月末までは、区への来庁者や電話による問い合わせが急増、集中することから、3密を回避するため、以下の対策を講じる。
 - ・区保険年金医療課における来庁者抑制の呼びかけ
 - ・郵便物が大量のため、分散配達（3日間程度）の実施
 - ・郵送申請・オンライン申請の周知
 - ・市民からの問い合わせ対応のために設置している専用コールセンターの周知
- ⑤国民年金の手続きについて、日本年金機構と調整し、可能な限り郵送申請及び電子申請を案内する。

(6) その他

- ①国民健康保険の傷病手当金について、国から財政支援の通知があった場合は、規則改正など必要な対応を行う。
- ②後期高齢者医療の傷病手当金について、国から財政支援の通知があった場合は、保険者の広域連合の決定に従い、必要な対応を行う。

第7節 事業者向け支援策

- ①各種統計データによる経済全体の動向の把握に努める。
- ②関連業界団体や個別事業者との日常的な意見交換などを行い、市内事業者が置かれている環境や抱えている課題などを把握する。
- ③市内事業者の実態把握から得られた課題を踏まえ、国や県の施策や動向を見極めながら、必要な施策を実施する。

第8節 職員・組織・庁舎

(1) 職員の応援体制

感染者の急増に伴う保健所業務等の短期的集中業務や、ワクチン接種会場の運営等の長期的継続業務に対応するため、全庁を挙げて応援体制の確保を最優先とした。今後も電子申請の推進など ICT 化や DX の取り組みを推進するとともに、業務の優先度に対する考え方を整理することなどにより、臨時的な職員の応援体制を確保できるよう、検討を進めていく。

(2) 職員の健康管理等

職員の心身の健康把握とメンタル不調の未然防止で実施した産業医による出張面談や、健康管理にする啓発・通知、職員用検査キット配布等について、同様の事態が発生した場合に取るべき対応を実施想定時期と併せて整理しておく。

(3) 庁舎の感染対策等

消毒液やアクリル板等の飛沫拡散防止装置、体温をセルフチェックするためのサーマルカメラ等の設置とあわせ来庁者向けの呼びかけ方法等について、適切に対応する。

第9節 物資備蓄体制

各局室区において、業務内容に応じて業務継続の観点から、マスクや消毒液などの医療物資の計画的な備蓄を行うとともに、市民病院機構では、診療に支障を来たすことのない十分な量の備蓄を進める。また、各局室区で対応できない場合等、緊急時の備えとして、別途、医療物資の備蓄を行う。

備蓄に当たっては、現物備蓄と協定に基づく流通備蓄の2段階の体制により物資の確保を行う。

第10節 市有施設等

(1) 施設・イベント等

- ①接触の機会を減らすために導入した非接触型のサービス（施設利用のネット予約・キャッシュレス決済、完全非接触型による入場システム、図書館における予約図書セルフ受取棚・自動返却機や、電子図書館の利用促進等）を引き続き活用するとともに、更なる導入についても検討していく。
- ②施設に利用制限がかかった場合においても、例えば図書館においては予約図書の受取を実施するなど、サービスの継続ができないか検討しておく。
- ③イベント開催に制限がかかった場合においても、オンラインによる有料配信を行う等の代替手段を検討しておく。
- ④関係者等に対し感染症対策等に関する情報伝達を速やかにできるような仕組みを検討する。
- ⑤施設等の利用制限に伴う利用料金の減少や、自主事業における収支悪化への対応として、リスク分担や支援の可能性について認識しておく。

(2) 地域福祉センター

感染症対策がきっかけで、地域において気軽に住民が集まれる場やコミュニケーションをとれる場が失われないように十分留意する必要がある。

そのため、感染症対策に関しては、施設に求める対応を危機の段階に応じて柔軟に変更していくことが重要であり、あわせて施設管理者・利用者双方に対して、行政側から丁寧な周知に努める（変更点を強調する等、市民目線のわかりやすい資料を作成する）。

また、感染症対策により中止した地域活動を復活させることは容易ではないため、区や市の職員を中心に積極的に地域へアウトリーチし、地域からの相談に対応するとともに、地域の実情に応じた活動をコーディネートしていく。

この点に関連して、整備した公衆Wi-Fi等を活用した地域活動の取組や、指定管理

者であるふれあいのまちづくり協議会が活用できるオンラインの情報交換ツールの導入等を積極的に進めていく。そのためには、特に高齢者のデジタルデバイド解消に向けた対応としてスマホ教室の開催などの支援を引き続き実施していく。

(3) 港湾施設等

- ①全国に先駆けて協議会を立ち上げ、神戸港港湾 BCP（感染症対策編）を策定しており、今後、これを基に関係者が協働し、新型コロナウイルス感染症を始めとする飛沫感染・接触感染する感染症に備える。
- ②感染者が発生した場合でも速やかに事業を再開できるよう、一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会と締結した「感染症対策消毒業務に関する協定」、神戸検疫所や保健所と連携し作成した「感染者発生時の初動対応マニュアル」を活用する。

(4) 市バス・地下鉄

- ①市バス・地下鉄では、減便等により生じる社会的な不利益と期待し得る効果について、5類感染症移行後の社会情勢等も踏まえて検証し、感染の抑制により実効性のある実施方法、代替策の検討を行う。
- ②運行・保守に係わる職員に感染拡大の影響が及んだ場合にも事業を継続できる体制について、第7波、第8波における対応を評価・検証し、同様の事態が発生した場合に取るべき対応を検討しておく。

第11節 本部員会議等情報共有と意思決定

- ①本市対策本部の設置及び廃止については、国・県の方針や感染状況を考慮した上で柔軟に対応する。
- ②感染症危機に迅速に対応できるよう、危機管理室職員の健康局の情報共有の場への参加等、危機管理室と健康局の定期的な情報共有の場を今後も維持・継続しておく。
- ③兵庫県・関西広域連合と連絡調整・情報共有を行う体制を今後も維持・継続していく。